	六～十三　（略）
第十九～三十七南極特別保護地区	（略）
第三十八南極特別保護地区	一　（略） 二　当該地区内では徒歩又は航空機で移動すること。 三～五　（略） 六　当該地区内では、指定された地点（南緯七十七度三十五分五十秒東経百六十一度四分二十九秒）に限り、野営することができる。 七～十二　（略）
第三十九～四十三南極特別保護地区	（略）
第四十五南極特別保護地区	一　当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動、教育活動又は観光活動に限る。 二　（略） 三　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名並びに設置年月日及び除去予定日を明示すること。 四　当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 五　当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 六・七　（略）
第四十七～六十四南極特別保護地区	（略）
第六十五南極特別保護地区	一　当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動、教育活動又は普及啓発活動に限る。 二～十三　（略）

	多発式の回転翼航空機
	単発式又は双発式の飛行機
	多発式の飛行機（双発式の飛行機を除く。）
	七～十四　（略）
第十九～三十七南極特別保護地区	（略）
第三十八南極特別保護地区	一　（略） 二　当該地区内では徒歩又は回転翼航空機で移動すること。 三～五　（略） 六　当該地区内では、指定された地点（南緯七十七度三十五分五十一秒東経百六十一度四分三十秒）に限り、野営することができる。 七～十二　（略）
第三十九～四十三南極特別保護地区	（略）
第四十五南極特別保護地区	一　当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 二　（略） （新規） （新規） 三・四　（略）
第四十七～六十四南極特別保護地区	（略）
第六十五南極特別保護地区	一　当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 二～十三　（略）